

保医第576号
令和4年10月14日

関係機関・団体 御中

沖縄県保健医療部長
(公印省略)

医師法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について

みだしのことについて、令和4年10月4日付け医政発1004号第10号により、厚生労働省医政局長から、下記の省令の改正に係る通知があります。

つきましては、当該通知を医療政策課HPに掲載しますので、改正内容についてご確認のうえ取り扱いについて遺漏のないよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 改正省令

- (1) 医師法施行規則
- (2) 歯科医師法施行規則
- (3) 薬剤師法施行規則

2 HP掲載箇所

沖縄県保健医療部医療政策課HP / 厚生労働省関係通知 / その他の通知 / 令和4年10月14日付け保医第576号

沖縄県保健医療部医療政策課企画班
TEL 098-866-2111
Mail aa90603@pref.okinawa.lg.jp